

令和8年2月9日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
大井川治山センター所長 後藤 寿也

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 2号物件 大井川治山センター会議室照明器具LED化業務
※詳細については別紙1仕様書のとおり
- 2 納入期限 令和8年3月19日(木)
- 3 納入場所 大井川治山センター 会議室
- 4 見積書等提出
 - ・日時 令和8年2月26日(木)15時00分まで
 - ・場所 大井川治山センター 技術専門官(総務)
〒428-0411 静岡県榛原郡川根本町千頭950-2
ks_oogawa_postmaster@maff.go.jp
※郵便、電子メールによる提出を認めます。
- 5 必要な資格等
 - ①令和7・8年度関東森林管理局における「建築一式工事」又は「電気工事」に係る一般競争入札参加資格の認定を受けていること。
 - ②静岡県知事から建設業許可(電気工事業)を受けていること。
 - ③照明器具交換に必要な電気工事士の資格を有していること。
 - ④過去における公共施設、またはそれに準ずる施設等の電気設備工事の実績があること。
- 6 提出書類
 - ・見積書
(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、内訳が分かるように作成してください。必ず日付をご記入ください。)
 - ・上記5の資格を証明できる書類の写し
※令和7・8年度関東森林管理局における「建築一式工事」又は「電気工事」に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者は、それを証明できる書類の写しのみを提出することで可とする。①の資格を持たない者は②③④を証明できる書類の写しを提出すること。

※郵送の場合、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「<件名>見積書
在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。

※電子メールの場合、件名は「<件名>見積書」とし、押印せずに作成し
た見積書と証明書類等をPDFにより送信してください。

- 7 契約者の決定 見積書提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で、最低の価格を見積した者を契約の相手方とします。
- 8 契約の締結日 見積採用の日を契約締結日とする。
- 9 その他
 - (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認してください。
 - (2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
 - (3) 照明器具について、例示した物品以外の提案がある場合は、その物品等の規格・品質が確認できる資料等を令和8年2月24日(火)15時00分までに大井川治山センター技術専門官(総務)あてに提出し、承認を得てください(電子メール可)。
 - (4) 施設の確認を希望する場合は担当職員に電話にて連絡し、令和8年2月20(金)までに現地の確認をしてください。
 - (5) 契約書(請書)等の作成の要否 契約金額に応じ作成

(担当：大井川治山センター 技術専門官(総務))

(電話：0547-59-3344)

(E-mail：ks_ooigawa_postmaster@maff.go.jp)

仕 様 書

1. 調達物品等

NO.	物品名等	既設照明器具	例示品／品質・規格	数量	単位
1	LED照明器具	既設品:ナショナル(松下電工) 品番:FSA42705F 32形Hf蛍光灯2灯、天井埋込型 器具サイズ:250×1251mm、 埋込穴:220mm×1235mm 調光対応なし、室内利用、ルーバ付型	パナソニック XFX450THN LE9【器具本体とライトバー】 天井埋込型、40形、下面開放型、一体型LEDベースライト、 Hf蛍光灯32定格出力型2灯器具相当、5200Lm、 昼白色、非調光 グリーン購入法適合 ※ルーバに当たる機能は求めない。	8	式
2	LED照明器具	既設品:ナショナル(松下電工) 品番:FSA41521F 32形Hf蛍光灯1灯、天井直付型黒板灯(ホワイトボード用に使用) 反射笠可動型(ツマミねじで調整) 器具サイズ:141×1264mm、調光対応なし、室内利用	パナソニック XFX420BSW LE9【器具本体とライトバー】 学校用黒板灯 天井直付型、40形、一体型LEDベースライト、 集光プリズムタイプ、 Hf蛍光灯32定格出力型1灯器具相当、2500Lm、 白色、非調光、照射角度3段階調節 グリーン購入法適合	1	式
3	照明器具更新		既設照明器具の取り外し、更新照明器具の取り付け、 撤去照明器具等搬出処分に必要な経費を見込むこと。 業務に必要な雑材消耗品、諸経費などを見込むこと。	1	式

※例示品または例示品と同等の品質・規格を満たす物品であること。既設照明器具の代替品として対応する器具であること。

※既設照明器具の配置は別紙2のとおり

2. 納入場所

関東森林管理局 大井川治山センター 会議室

担当: 関東森林管理局 大井川治山センター 技術専門官(総務) 電話0547-59-3344

3. 責任の所在

物品の納品については、製造者の如何にかかわらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

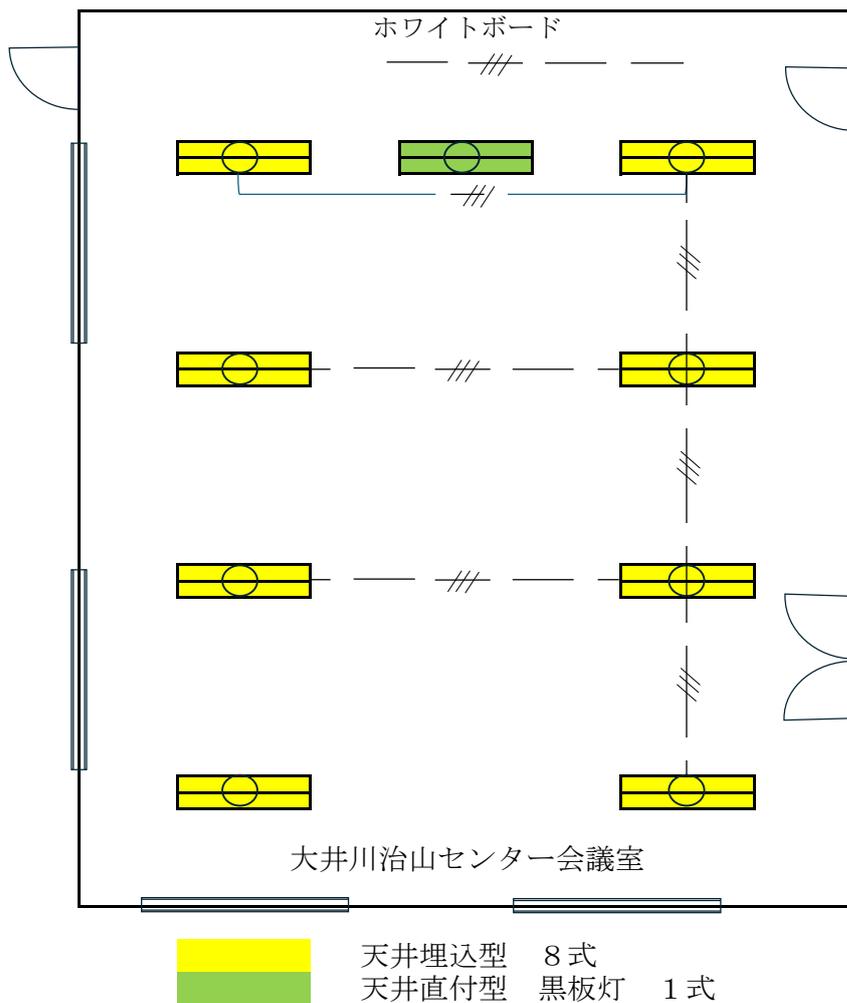
4. その他

(1) 例示品と同等の品質・規格を満たす物品を納入する場合は、見積書提出前に別添した「提案書」を提出し、担当者の承認を得ること。

(2) 提案書、見積書の作成にあたって施設を確認したい場合は担当職員に連絡し、令和8年2月20日(金)までに施設を確認すること。

(3) 詳細な事項及び本仕様にて定めのない事項については、必要に応じて担当職員と打ち合わせること。

照明器具配置図



契約条件書（役務）

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官 関東森林管理局大井川治山センター所長を甲とし、見積書提出者（又は見積者）を乙と呼称する。
- 2 この業務に使用する材料で、甲が要求した場合にはあらかじめ甲の検査を受け、合格したものを使用する。
- 3 外面から明視できない箇所で、甲が要求した場合には甲の立会のうえ業務を実施する。
- 4 業務を実施する過程において、変更又は追加しなければならない箇所が発見されたときは、ただちに甲に通知してその指示を受ける。
- 5 乙は業務期間中当該物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
乙の責に帰する事由により当該物件が滅失・き損その他損害を生じたときは、甲の指示に従いこれを修復し、又は損害を賠償するものとする。
- 6 乙は業務を履行完了したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 7 検査に不合格の箇所があったときは、契約期限内又は甲の指定した期限内に修復し、再検査を受ける。この場合前項の条件を適用する。
- 8 乙は履行期限までに業務を完了できないときは、すみやかに履行期限の延長を申し出るものとする。
- 9 乙は天災その他不可抗力による場合を除き、乙の責に帰する理由により履行期限までに業務を完了できないときは、遅延日数に応じ、契約金額に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 10 乙は履行物件の引渡しを完了したときは、甲に支払請求書により代金の支払を請求することができる。
- 11 甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく遅延利息率を乗じて計算した額を乙に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しない。また、100 円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 12 納入された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（成果品の納入を要しない場合にあつては、業務が終了した時に業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は（以下「契約不適合」という。）、乙に対し成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
 - 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることな

く、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、成果品を納入した時（成果品の納入を要しない場合にあつては、業務が終了した時）において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

13 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。

14 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

15 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

提案書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
大井川治山センター所長 後藤 寿也 殿

会社名
代表者名

令和 年 月 日付け見積合わせに係る納入物品（第 号物件）について、別紙
のとおり提案します。

担当部署： 氏 名： 連絡先： E-mail：

.....
大井川治山センター担当者記入欄

上記について承認・否認します。

大井川治山センター 担当者	
------------------	--